

令和5年度 第3回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和5年6月12日(月)午後1時30分から4時30分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (31人)

1番	勝又忠好君	2番	杉山道洋君
3番	加藤由富君	4番	立道和策君
5番	岩瀬茂君	6番	勝又政昭君
7番	長田守正君	8番	坂本登志雄君
9番	伊倉ふさ子君	10番	勝亦里沙君
11番	小宮山光文君	12番	小宮山勉君
13番	鎌野博之君	14番	山崎嘉幸君
15番	芹沢重徳君	16番	勝又高君
17番	田代速夫君	18番	内田元和君
19番	鈴木政信君	20番	土屋直人君
21番	小林武治君	22番	大庭省一君
23番	勝亦康雄君	24番	勝又保明君
25番	渡辺義文君	26番	勝又光明君
27番	杉山光利君	28番	石田澄夫君
29番	滝口恵治君	30番	杉山裕君
31番	林良三君		

欠席委員 (0人)

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告
報 第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
報 第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案
議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定について
議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
議案第13号 非農地証明申請書の決定について
- 7 農業経営基盤強化促進法に関する議案
議案第14号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 農業委員会に関する議案
議案第15号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表の決定について
- 9 その他
- 10 閉 会

農業委員会事務局職員

根上 宏樹 浅水 隆司 芹澤 慶将 遠藤 慎也 大川 将広 (田代 欣三)

会議の概要

- 事務局 ただ今から令和5年度第3回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。議案書をおめくりいただきまして、こちらの日程どおりに進行をさせていただきます。
- 会長 --会長挨拶--
- 事務局 ありがとうございました。
 農業委員全員出席ということで、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により、小宮山会長を議長として進めていただきます。
 会長よろしくお願いたします。
- 会長 これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしくお願いたします。
- 会長 日程3 議事録署名人の指名ですが、1番 勝又忠好委員、2番 杉山道洋委員よろしくお願いたします。
- 会長 日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。
- 会長 日程5 農地法に関する報告事項に入ります。
 報第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
- 事務局 議案書の1ページをお願いします。
 報第6号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和5年6月12日報告。今月の4条の届出は1件です。

 (番号1について内容の読み上げ)

 以上で事務局からの報告を終わります。
- 会長 ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

 (質問、意見等 なし)
- 会長 報告事項でございますので、ご了承お願いたします。
- 会長 続きまして、報第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について 事務局より報告を求めます。

事務局

議案書の2ページをお願いします。

報第7号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和5年6月12日報告。今月の5条の届出は2件です。

(番号1～2についての内容読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長

ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長

日程6 農地法に関する議案に入ります。

会長

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の3ページをお願いします。

議案第10号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和5年6月12日提出。今月の3条許可申請件数は2件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 866 m²

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より贈与を受けるものです。

整理番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 64 m²

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号2について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

会長

続きまして、担当委員より調査結果の報告を求めます。

27番委員

調査日は令和5年6月4日です。譲渡人は、仕事の都合のため、電話で確認しました。譲渡人の母と譲受人と3人で現地を調査いたしました。

申請行為につきましては、本人が申請したもので内容に間違いはありません。

移転等の内容ですが、譲渡人は、仕事の都合上農業経営の継続が困難であり譲渡を考

えていました。譲受人はかねてより譲渡人の所有農地につき耕作の手伝い等をしていて、本申請地を無償にて譲り受ける話がまとまりました。譲受人の農業意欲は旺盛であり十分な耕作管理をするとの事です。

効率的な利用ですが、取得する農地は自宅から徒歩2分ほどで、農作業従事者は本人、長男、孫で本人は50年以上の経験があります。農機具につきましては、畔塗り機、粃摺り機、乾燥機、軽トラ、コンバイン、2tトラックを所有しています。現在所有する農地は水田耕作が主であり、新たに取得する農地についても水田として利用するそうです。以上のことから新たに取得する農地も効率的に耕作管理をされると思います。

転貸しについては、ございません。

地域との調和ですが、地域農業集落の取決めに従い支障の無いように耕作を行うとのことです。以上です。

会長 続きまして、担当委員より調査結果の報告を求めます。

18番委員 譲渡人については、遠方のため6月2日に電話にて、確認いたしました。譲受人については6月4日に現地にて確認をしております。

申請行為については、本人が申請したものであり内容に間違いはありません。

農地取得等の理由は適正かについてですが、当農地は墓地でしたが墓じまいをして田となり、譲受人が隣地を耕作しており、譲り受けるものでございます。

効率的な利用ですが、当農地は譲受人宅から徒歩で5分程度の距離のところですが。農業従事者は4名で、本人と世帯員で従事いたします。農機具についてはトラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機5台、粃摺り機1台を所有しております。

耕作管理計画ですが、譲り受ける農地はこれまで墓地でしたが、墓じまいをして水田となったので隣地の水田と一体耕作をするとのことです。周辺の農地の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。

転貸しについては、ありません。

地域との調和ですが、地域の農地利用の取り決めに遵守し農作業を行うとのことです。以上です。

会長 事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定について を議題としま

す。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書4ページをお願いします。

議案第11号 次のとおり農地法第4条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和5年6月12日提出。今月の4条許可申請は1件です。

番号1（議案書の内容読み上げ）田 398㎡

転用内容は、遊具置場です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

19番委員

申請についてこの土地は中清水区が所有するもので、申請者は土地の代表者として登記されているだけであるとのことで、事業者であり中清水区の代表である区長と立会しました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容には間違いありません。

転用理由ですが、中清水地区児童の遊び場として、遊具を設置するもので転用理由については、問題ないと思います。

資金の関係ですが、中清水区が支出するもので、市福祉補助金もあるということで問題はありません。

他の権利者の同意関係ですが、土地所有名義人は中清水区の代表者としているが、代表者2名からの同意を得ています。

転用時期は、許可後早期に着工したいということです。

他法令の関係ですが、申請地は農用地区域でしたが令和4年1月27日に除外が認められている土地でございます。

転用面積は、適正であると思います。

周辺への影響については、特になくと思いますが、万が一被害が生じた場合は、申請者の責任において解決するということです。

以上です。

会長

調査日はいつですか。

19番委員

調査日は6月4日に調査いたしました。

会長

事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

7番委員

この場合田から遊具置場になりますが、その後の地目はどうなりますか。

事務局 雑種地になると思われませんが、法務局の判断により決定されます。

7番委員 ここで決定すると、法務局で決めるということですね。

事務局 はい、そうです。

7番委員 わかりました。

会長 ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。
事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の5ページをお願いします。
議案第12号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和5年6月12日提出。今月の5条許可申請は2件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 1,996 m²
転用内容は、貸借権の設定によるタワークレーン置場です。
農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 畑 299 m²
転用内容は、贈与による分家住宅1棟の建築です。
農地の区分は、いずれの区分に該当しないため、第2種農地に区分されます。

以上で説明を終わります。

会長 整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

19番委員

調査日は令和5年6月4日です。譲渡人とは現地で調査を行いました。譲受人とは、電話で対応しました。

内容につきましては、本人が申請したもので、内容に間違いはありません。

転用理由ですが、タワークレーンを保管する場所として、3ヶ所の候補地から選定をしており、問題はありません。

資金関係ですが、資金は確保されていて、問題はありません。

他の権利者の同意については、他の権利を有する者はおりません。

転用時期ですが、許可後早い時期に着工したいとのことです。

他法令の関係については、ありません。

転用面積ですが、大型のタワークレーンを置く場所として使用するため、必要であります。

周辺への影響は、特にないと思います。もし発生すれば責任をもって対応しますとのことでした。

以上です。

会長

整理番号2番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

24番委員

調査日は令和5年6月4日です。調査場所は現地で行いました。譲渡人の一人が遠方のため、電話で確認しました。

申請行為につきましては、本人が申請したものであり、内容に間違いありません。

転用理由についてですが、譲受人は夫婦でありまして、譲渡人は実父です。譲受人一家は現在4人で譲渡人に家賃を支払い同居していますが、手狭さに困っており、また将来の事等を考え実家に近い場所に戸建専用住宅を建築したい希望を持っております。ところが譲受人には所有している土地が無いため、実父と相談し、実家の隣地にある父親所有の土地に居宅を建てる計画を立て、今般の申請となったもので、やむを得ないと判断しております。

資金につきましては、土地整地費、家屋建築費及び諸経費は4,000万円で金融機関からの借入で対応するとのことでもあります。

他の権利者の同意ですが、他の権利設定はありません。

転用時期につきましては、許可後すぐに着工したいとのことです。

他法令につきましては、都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの農家等の分家住宅に該当しているということです。

転用面積につきましては、299㎡で適正であると考えます。

周辺への影響ですが、居宅新築であり、周辺への影響は無いと考えますが、万が一被害が発生した場合は、転用者が一切の責任を持って補償するとともに、防除策を講じ転用者の責任において解決するとのことでした。

会長

事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 議案第13号 非農地証明申請書の決定について を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の6ページをお願いいたします。
議案第13号 次のとおり非農地証明申請書が提出されたので委員会の決定に附す。
令和5年6月12日提出。今月の非農地証明申請は1件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 登記地目 畑 現況 山林 955㎡
こちらは、現地確認及び平成25年の航空写真でも確認し、非農地証明の要件である植林後10年以上経過し山林としての樹観が認められ、将来山林として維持管理が見込まれるものに当てはまります。
以上で事務局からの説明を終わります。

会長 整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

1番委員 調査日は令和5年6月5日です。調査場所は現地に行って、確認しました。申請者と電話で確認しました。
申請内容については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。
現況の様子ですが、竹及び雑木が密集している。竹が50%以上密集しています。
転用経緯ですが、昭和56年9月に所有権移転し、植林して現況は竹及び雑木で竹林になっている。植林転用後、10年以上経過しています。
所定の手続きをしなかった理由は、登記地目が農地であることを確認しましたが、農地法に無知のため、山林として利用していたということです。
農地への回復は、周辺も山林で申請地は竹及び雑木が大きくなっているため、農地としての復元は困難と思われます。
農業生産力の高さは、周辺も山林及び住宅があり日当たりが悪く、農業生産力が高い農地ではありません。
他法令はありません。以上です。

会長 事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

7番委員 畑の地目が山林に変わる申請ですが、利用状況調査の時に荒廃農地だったところを、山林に変えるということだと思いますが、山林にかわるとここで何かをやる時に農業委員会に通さなくて良いということですか。

事務局 今回の証明によって、地目が山林ということになれば農地法の対象から外れます。

7番委員 この近所は住宅が建っていますが、将来的に家は建ちますか。

事務局 市街化調整区域であり、都市計画法の絡みもあるため、家が建つかというのは、都市計画法の判断になります。

1番委員 この土地を取得した時は違う会社で、この土地を買った方はすでに亡くなり、年月も経っているので、担当者に話を聞きましても、わからないということでした。

事務局 申請者の登記簿も添付されておりまして、この会社自体は、昭和41年に設立してまして、コンピューター、金融業などの事業が記載されておりますが、当時この土地を求めたのは、研修施設を建てるつもりで購入していたが、それが無くなって山林化したとのことです。

7番委員 当時買った時は農地でしょう。農業委員会の許可があつて、買ったということだと思いますが、当時、許可制度は無かったのですか。

事務局 この筆につきましては、過去に農地法第5条の許可をとって、所有権を移転したという経緯があります。

4番委員 もう少し内容を教えてください。

事務局 先ほどの研修施設の目的で転用の許可をとったのですが、所有権移転はしていて、研修施設が建つところまではいかなかった。農地法の許可と、都市計画法のほうも許可が得られれば、建つということですが、調整区域ですので基本的に建物は建たない区域ではあります。

事務局長 農地法第5条、都市計画法でも調整しながらやっていたと思いますが、計画がとん挫して山林化してしまったということです。

会長 個人ではなくて、会社ですので。遠方で中に入る人がいないと、こういう状態になる可能性があると思います。農地として復元できないということで現況を確認しても、どうしてもできないということでしたから。

7番委員 今度利用状況調査を行うと思いますが、荒廃農地については毎年報告している中で、それらが見過ごされて山林の状態になってしまい、10年経てば地目を山林に変更できてしまう。こうなると、何のために我々は調査をしているのかということになる。

事務局 非農地証明制度は特例になるので、例えば雑種地に変えるというのはなかなか出来な

いですが、農地復元がかなり困難なケースに限って認められるものですので、そのような扱いで審査しております。

事務局長

非農地証明は追認的な部分があるということで、委員がおっしゃるとおり荒廃農地が山林化してしまったということで、荒廃農地の指導との整合性が取れないかと思えます。しかしながら、結果としてそうなってしまって、時間も過ぎてしまい追認という形になる訳ですが、荒廃農地の発生防止は我々の責務ですので、このような事例が無いようにしていきたいと思えます。

会長

ここで決定をしたら、所有者に対し、山林なので雑木については処理を指導する方がよいかもしれません。当委員会がその指導までできるかはわかりませんが。

4番委員

山林になると、農転する必要がないから家が建つということでしょうか。

事務局長

繰り返しになりますが、開発行為などは都市計画法の判断となりますので申し訳ございません。

会長

今後も非農地証明が出てくる可能性があると思えます。荒廃農地化、山林化させないための指導については今後検討をお願いします。

本案件については、条件付で雑木だけ処理するという格好で整理していく話にしているだけでよろしいかと思えます。

会長

事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

会長

無いようなので、採決に入りたいと思えます。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

日程7 農業経営基盤強化促進法に関する議案を議題とします。

議案第14号 農用地利用集積計画の決定について 事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の7ページをお願いします。

議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。令和5年6月12日提出。

議案書8ページの議案第14号別紙資料 農用地利用集積計画申出書一覧表をご覧ください。

本議案は、公告予定日が6月13日の利用集積計画となります。

本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積が2件で、合計面積は9,820

m²、農地を転貸しする者は静岡県農業振興公社です。

番号1（議案書の内容読み上げ）3筆 7,808 m²

番号2（議案書の内容読み上げ）1筆 2,012 m²

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

ただ今ご説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

（質問、意見等 なし）

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

日程8 農業委員会に関する議案を議題とします。

議案第15号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の決定について 事務局から説明を求めます

事務局

議案書の9ページお願いいたします。

議案第15号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の決定について 別紙のとおり定めたので委員会の決定に附す。令和5年6月12日提出。

議案第15号別紙資料について訂正がございましたので、配布させていただきました。訂正した場所は赤字で記載しております。申し訳ありません。

本議案につきましては農林水産省の通知により農業委員会は毎年度推進委員等及び農業委員会の最適化活動の状況及び活動の目標の策定状況並びにこれらの点検・評価結果を取りまとめたものについて、6月末までにインターネットの利用その他適切な方法で、公表するものとされているため、本市農業委員会においても公表するものでございます。

（資料説明）

公表の説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

ただ今ご説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

（質問、意見等 なし）

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 これをもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局 (連絡事項)
1. 農業施策に関する要望事項等提出のお礼
2. 農地の利用状況調査のお願い (別紙資料説明)
説明は以上になります。

6 番委員 航空写真をいただいたのですが、新東名で随分変わっているの、新しい写真をいた
だけないですか。

事務局 事務局で確認しまして、後ほど対応させていただきます。

2 1 番委員 安全には十分気をつけますが、万が一怪我をした場合は、補償はあるのでしょうか。

事務局 公務員ということで、公務災害の対象になる場合がありますので、事務局に連絡をい
ただければと思います。よろしくお願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。
こちらから一点補足させていただきたいと思います。先ほど非農地証明の件がありま
したが、今回の利用状況調査で転用許可済み地とか、非農地化した農地という表現が
出てきますが、先ほどの非農地証明で扱われるような土地になると思います。山林化し
た場合には山林への非農地証明が決定される形になりますので、参考までに紹介させて
いただきます。

3. 地域計画策定に向けた研修会開催のご案内

二日間に渡りますがお願いします。欠席の場合は6月30日金曜日までにご報告くだ
さい。

4. 地域計画担当地区における協議の場に参加していただきたい役職者について
5. 先進地活動事例 (北海道名寄市農業委員会の市をあげた目標地図の素案作成の
取組み) の照会並びに協議
6. 配布物
農業会議情報

遊休農地の情報

7. 次回総会 7月12日(水) 午後2時00分
御殿場市民会館 3階 第7会議室

以上です。

事務局長

長時間にわたりありがとうございました。
以上で令和5年度第3回総会を閉会いたします。

議 長

議事録署名人

1 番

議事録署名人

2 番
